

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	総合評価審査委員会	1						質問	「本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、落札者の選定に必要な評価基準の策定及び、価格以外の要素に関する審査を行うために設置する委員会」の記載について、総合評価審査委員会は価格に関する情報を一切知り得ないという理解でよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
2	維持管理業務の範囲	4	第1章	2	(4)	イ	(ウ)	質問	維持管理業務の範囲に保守点検が含まれていますが、日常実施されている点検業務との区分けを教えてください。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
3	維持管理業務の範囲	4	第1章	2	(4)	イ	(ウ)	質問	維持管理業務の範囲に含まれている池内清掃は、事業者が行う保守点検、計画修繕、計画外修繕に伴い必要となる清掃と考えてよろしいでしょうか。	池内清掃は、保守点検、計画修繕、計画外修繕に伴い必要となる清掃ではありませんが、維持管理上、同時に実施することが効率的な場合等は、実施時期を企業団と協議のうえ決定することは可能です。
4	設計・施工完了後について	5	第1章	2	(4)	エ		質問	「ただし、設計・施工期間を短縮する提案をした場合においても、事業期間及び維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。」とありますが、令和18年3月より前に設計・施工が完了した場合、施工完了以降は監理技術者を現場に常駐させる必要がない、という理解でよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
5	本事業のスケジュール (予定)について	5	第1章	2	(4)	エ		質問	「設計・施工期間を短縮する提案をした場合においても、事業期間及び維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。」とありますが、設計・施工期間を短縮に応じて、提案する施工完了時点から10頁表1-5に記載の新設設備の維持管理を開始する必要があり、新設の維持管理期間が長くなるの理解でよろしいでしょうか。また、運転管理においては、施設引き渡し時点から貴企業団にて運転管理されるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	本工事のスケジュールについて	5	第1章	2	(4)	エ		質問	「設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しないものとする」と記載がありますが、その場合の維持管理期間は、既設が短縮となり新設が延長となるの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	本事業のスケジュール (予定)について	5	第1章	2	(4)	エ		質問	基本協定、工事請負契約及び維持管理業務委託契約が令和9年3月とされていますが、入札公告後に実施される入札説明書等に関する質疑において、不明瞭な回答がなされた場合や、双方の共通認識を再確認するための協議が必要になると考えています。つきましては、基本協定の締結時期を前倒ししていただき、各契約に関する協議の場を設けていただくことは可能でしょうか。	基本協定の締結時期の前倒しは予定していません。
8	本事業のスケジュール	5	第1章	2	(4)	エ		質問	設計・施工期間は令和9年4月～令和18年3月とありますが、池の運転が停止となる時期に指定はございますでしょうか。	施工時の沈でん池運用条件として、別途公表する要求水準書(案)に示します。
9	設計・工事期間の短縮 提案について	5	第1章	2	(4)	エ		質問	「設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。」と記載がありますが、設計・工事期間の短縮の評価はどのように行われるのかご教示ください。	別途公表する入札公告資料等で示します。
10	設計・建設完了後の建設JVについて	5	第1章	2	(4)	エ		質問	設計・施工期間：令和9年4月～令和18年3月とありますが、設計建設が完了(早期に完了した場合を含む)した後は建設JVは解散するものと理解して宜しいでしょうか。	建設JVの解散時期は、構成企業にて締結する協定書等で規定されるものと考えており、当企業団から指示するものではありません。
11	基本諸元(既設設備) 施設能力について	7	第1章	3	(1)	ア	表1-1	質問	表1-1に「施設能力」500,000m ³ /日(現有施設能力)と記載があります。表の「施設能力」とは沈でん池全8池中、2池が停止時に施設能力500,000m ³ /日まかなえる設備の能力との理解で宜しいでしょうか。	現有施設能力は、沈でん池全8池運用時に施設能力500,000m ³ /日を備える施設です。ただし、沈でん池全8池運用時に上記施設能力に対して133%(665,000m ³ /日)の施設能力を有することを求めます。
12	浄水予備能力について	7	第1章	3	(1)	イ	表1-2	質問	表1-2の注意書きで「浄水予備能力を含め133%の施設能力(665,000m ³ /日)で運営できる設備・・・」と記載があります。この「浄水予備能力」とは、「施設能力」については沈でん池の6池(100%)でまかなった上での、残りの2池分の能力(33%)との理解で宜しいでしょうか。(言い換えれば全8池で、浄水予備能力(133%)を含めた665,000m ³ /日とする理解で宜しいでしょうか。)	沈でん池全8池で、浄水予備力(133%)を含めた665,000m ³ /日を備える施設です。
13	施設処理能力について	7	第1章	3	(1)	イ	表1-2	質問	表1-2の表題部に「(更新後の計画水量)」と記載があります。浄水処理量実績R1-5年度の値は全8池で運転した値との理解で宜しいでしょうか。	工事等で沈でん池の一部を停止している期間はありますが、基本は全8池で運転した値とご理解ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
14	施設処理能力について	7	第1章	3	(1)	イ	表1-2	質問	表1-2に現在の能力として「500,000m ³ /日」、浄水予備力(133%)を含めた「665,000m ³ /日」の場合の記載があります。それぞれ想定している「日最大処理能力」、「日平均処理能力」、「日最小処理能力」を教示願います。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
15	将来の施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ	表1-2	質問	表1-2に「将来の施設能力750,000m ³ /日」と記載があります。将来増設予定の沈でん池を含めた処理能力との理解で宜しいでしょうか。(本能力には「133%の浄水予備力」は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。ただし、施設能力750,000m ³ /日の中には予備力は含まれていません。
16	将来の施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ	表1-2	質問	表1-2に「将来の施設能力750,000m ³ /日」と記載があります。施設能力を増強する予定時期がわかれば、本事業に影響のある時期となる可能性の有無についてご教示ください。	将来の施設能力増強に関する具体的な時期は、現段階では決まっています。
17	施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ		質問	整備対象外であるその他機器等・土木構造物(表1-4の1を除く)・電気設備(表1-4の2を除く)は、表1-2に示される施設能力を全て満たしている、という理解でよろしいでしょうか。	表1-2に示す現在の施設能力を満たしています。
18	施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ		質問	「現在の施設能力に対して、浄水予備力を含め133%(665,000m ³ /日)の施設能力で運営できる設備を選定すること。」とありますが、665,000m ³ /日で運営時の運転条件(原水水质、薬品注入率等)をご教示ください。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
19	計画水量	7	第1章	3	(1)	イ		質問	表1-2施設能力(更新後の計画水量)の現在の施設能力に対して、浄水予備力を含め133%(665,000m ³ /日)の施設能力で運営できる設備を選定すること。とありますが、現在の施設能力500,000m ³ /日とは浄水予備力を含めた能力でしょうか。	施設能力500,000m ³ /日に予備力は含まれていません。
20	計画水量	7	第1章	3	(1)	イ		質問	工事期間中の池が停止している状態での施設能力に制約はありますでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
21	薬品注入設備の注入率について	7	第1章	3	(1)	イ		質問	事業範囲外ですが、薬品注入設備の注入率は増量に対して問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	この事業に対して薬品注入設備の機能に問題はありませぬ。
22	施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ		質問	将来の施設能力750,000m ³ /日と記載がありますが、「将来」とはいつ頃(令和〇年〇月)を想定されているでしょうか。	将来の施設能力増強に関する具体的な時期は、現段階では決まっています。
23	施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ		質問	現在の施設能力に対して、浄水予備力を含め133%(665,000m ³ /日)の施設能力で運営できる設備を選定すること。とあります。本事業で更新する設備では、将来の施設能力である750,000m ³ /日に対応する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	施設能力について	7	第1章	3	(1)	イ		質問	本事業で665,000m ³ /日の施設能力に対応した後、今後(将来)どのような方法で750,000m ³ /日の施設能力に対応するのか、貴企業団の考えを教示願えないでしょうか。	将来の施設能力増強に関する具体的な方法は、現段階では決まっています。
25	立地条件について	7	第1章	3	(1)	エ		質問	整備対象外であるその他機器等・土木構造物(表1-4の1を除く)・電気設備(表1-4の2を除く)は、表1-3に示される立地条件を全て満たしている、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	施設能力	7	第1章	3	(1)	イ		質問	伊勢原浄水場、相模原浄水場と比較した際、この施設能力の表現の仕方・書き方が異なっていますが、本綾瀬浄水場の場合は、「将来的には750,000m ³ /日の能力が必要だが、今回の整備については665,000m ³ /日の施設能力でよい」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	維持管理業務の範囲	8	第1章	3	(1)	エ		質問	表1-3綾瀬浄水場立地条件に記載されている「騒音規制」「振動規制」「悪臭防止法」に関する項目は企業団側に行われる日常管理で確認される内容と考えてよろしいでしょうか。	立地条件に記載の各項目について、本事業に係るものは、事業者が調査等を行い、確認してください。
28	電気設備の更新提案について	9	第1章	3	(2)	表1-4	2	質問	更新に伴い電源盤、計装盤、監視操作盤類の改造が必要となる提案も認めるが、受注者に必要な改造内容を整理したうえで、企業団に提案すること。とありますが、「受注者」とあることから、これら改造の提案を行うのは「受注後」という理解でよろしいでしょうか。またその場合、入札・提案書提出の段階では、受注後に提案する上記改造が、企業団殿より事業期間中に別途発注いただけるという前提で、入札価格の算出や提案書の作成を行うという理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問については、別途公表する要求水準書(案)に示します。後段のご質問については、既設の改造は、企業団が事業期間中に別途発注するため、既設改造に係る費用は本事業の入札価格には含める必要はありません。詳細については、別途公表する入札公告等で示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
			第1章	3	(2)					
29	表1-4 整備対象施設及び整備内容(綾瀬浄水場)について	9	第1章	3	(2)				「表1-4 整備対象施設及び整備内容(綾瀬浄水場)」の電気設備の備考欄 2において、「・・・電路及び更新機器に付随する操作盤類・・・は対象とする」とありますが、電路について既設のケーブルラックを使用させていただくことが可能という理解で宜しいでしょうか。また、ケーブルや電路の材料だけでなく、布設工事・盤への結線、操作盤類の基礎についても事業範囲に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
30	改修等により既設の構造物断面積が減少する施工内容について	9	第1章	3	(2)	表1-4	1		表1-4の備考に「改修等により既設の構造物断面積が減少する施工内容・・・」と記載があります。この施工内容とはどのような施工内容を想定されているか具体的に教示頂けないでしょうか。	事業者が提案する設備重量により、土木構造物の補強が必要となる場合や、設備寸法により躯体断面を変更(断面減少)しないとして設置できない場合等を想定しています。
31	機械設備更新に伴う構造物(池内を含む架台や壁、床面等)の撤去や改修について	9	第1章	3	(2)	表1-4	1		表1-4の備考に「機械設備更新に伴う構造物(池内を含む架台や壁、床面等)・・・」と記載があります。池内であれば水路を除いて「排泥ピット」、「頂版」、「阻流壁」も対象として考えて良いとの理解で宜しいでしょうか。	左記に限らず沈でん池機器更新に伴う構造物の撤去や改修が必要な範囲は対象となります。
32	既設設備より荷重が大幅に増加する施工内容について	9	第1章	3	(2)	表1-4	1		表1-4の備考に「既設設備より荷重が大幅に増加する施工内容は認めない・・・」との記載があります。既設設備より荷重が大幅に増加する施工内容について具体的に想定されている内容を教示頂けないでしょうか。例えば更新する機器単体による躯体への荷重の増減での評価をご想定でしょうか。	土木構造物の改修提案において、設備重量が土木構造物の設計荷重を上回る場合や、壁等の補強により躯体荷重が増加する場合等が想定されます。その場合は、耐震強度に影響が生じるため、その提案を行う場合は、改修後の沈でん池全体の耐震診断並びに設計を行ったうえで提案を求めます。
33	浄水処理や構造物強度、耐震強度について	9	第1章	3	(2)	表1-4	1		表1-4の備考に「浄水処理や構造物強度、耐震強度に問題がないことを受注者が確認し、企業団の承諾を受けた上で認める」と記載があります。契約前の技術提案時に、資料を一式取り揃え、事前の貴企業団の承諾を頂くとの理解でよろしいでしょうか。(ご想定承諾方法について具体的に教示頂けないでしょうか。)	当企業団による承諾は、事業開始後の設計段階を想定しています。ただし、契約前の技術提案時では、根拠に基づいた提案を求めます。
34	電気に関する改造工事について	9	第1章	3	(2)	表1-4	2		表1-4の備考に「本事業期間中に上記に伴う改造工事を企業団が別途発注するため・・・」と記載があります。貴企業団が電気の改造工事に関する予算の計上、入札などの発注業務を行うのに必要とお考えの概略期間をご教示頂けないでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
35	既設傾斜板のPC桁更新範囲について	9	第1章	3	(2)	表1-4			表1-4の「傾斜板」についてPC桁に関する記載がありません。既設傾斜板のPC桁は、今回整備対象の範囲に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。(PC桁が含まれる場合は、PC桁更新に必要な工事期間は含まれているとの理解で宜しいでしょうか。)	別途公表する要求水準書(案)に示します。
36	既設池内防水塗装について	9	第1章	3	(2)	表1-4			表1-4の「整備対象施設」について、既設池内の防水塗装に関する記載がありません。既設池内の防水塗装は、今回整備対象施設の範囲に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。(防水塗装が含まれない場合は、必要な工事期間は本事業に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
37	電気に関する改造工事について	9	第1章	3	(2)	表1-4 2 及び 別紙5 No.55			表1-4の備考に「電気に関する改造工事を企業団が別途発注・・・」と記載があります。電気に関する改造工事が別発注になるため、事業者の責に依らない事情(入札不調、製品納期の遅延など)により工事が遅延するリスクが想定されます。別紙5のリスク分担保では「No.55」で「工事遅延」に関して「企業団の帰責事由による工事の遅延」の場合のリスク分担保は貴企業団とされています。別途発注の電気に関する改造工事の遅延の結果、事業者が当初工程を遵守できなくなった場合、工事期間の延長や事業費に関して協議頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	別途発注の電気に関する改造工事の遅延に企業団の帰責事由がある場合は、ご理解のとおりです。
38	操作盤類の改造工事について(増設)	9	第1章	3	(2)	2			表1-4の備考に「更新に伴い電源盤、計装盤、監視操作盤類の改造が必要になる提案も含め・・・」と記載があります。改造が必要になる提案について、更新機器に付随する操作盤類を除いた、電源盤、計装盤、監視操作盤の「増設」に関する提案は必要に応じて改造と同様に認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答	
39	操作盤類の改造工事について(更新に付随する操作盤類の電気室外への追加配置)	9	第1章	3	(2)	2		質問	表1-4の備考に「更新に伴い電源盤、計装盤、監視操作盤類の改造が必要になる提案も含め・・・」と記載があります。電気室内の設置スペースに制約がある場合、事業者が施工する「更新機器に付随する操作盤類」について、既設電気室外への追加配置も認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	技術対話において、実現可能な提案をご説明ください。	
40	操作盤類の改造工事について(改造工事に含まれる操作盤類の電気室外への追加配置)	9	第1章	3	(2)	2		質問	表1-4の備考に「更新に伴い電源盤、計装盤、監視操作盤類の改造が必要になる提案も含め・・・」と記載があります。電気室内の設置スペースに制約がある場合、事業者の提案によって貴企業団から発注する改造工事に含まれる「更新機器に付随する操作盤類を除いた電源盤、計装盤、監視操作盤類」について、既設電気室外への追加配置に関する提案も認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	技術対話において、実現可能な提案をご説明ください。	
41	整備対象設備及び主な整備内容	9	第1章	3	(2)			質問	「更新に伴い電源盤、計装盤、監視操作盤類の改造が必要となる提案も認めるが、受注者にて必要な改造内容を整理したうえで、企業団に提案すること。」とありますが、必要な改造については技術提案書に内容、想定金額などの記載をすることになる予定でしょうか。その場合どのような項目となるでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。	
42	表1-4の土木構造物の改修や補修について	9	第1章	3	(2)			質問	土木構造物の改修や補修(軽微なものを含む)は対象外と記載されていますが、「軽微」に関する具体的な基準については今後公表される公告資料等で明示されると理解して宜しいでしょうか。	土木構造物に関する改修や補修は業務対象外であり、「軽微」に関する具体的な基準を明示する予定はありません。	
43	表1-4 整備対象施設及び整備内容(綾瀬浄水場)について	9	第1章	3	(2)			質問	撤去前に各施設で堆積している汚泥の処理費用は、本事業に含まれるのでしょうか。その場合、想定量を提示していただくことは可能でしょうか。汚泥量の増減によって設計変更はありますでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。	
44	表1-4 整備対象施設及び整備内容(綾瀬浄水場)について	9	第1章	3	(2)			質問	各設備撤去後に土木構造物の年次点検を貴企業団にて実施されるのでしょうか。点検を行う場合の清掃にて不純物を事業者側で全て取り除く必要はありますでしょうか。状況により、清掃・点検用の足場が必要と考えております。	沈でん池土木構造物の年次点検は事業者が行ってください。足場が必要となる場合は、企業団と協議のうえ決定します。	
45	表1-4 整備対象施設及び整備内容(綾瀬浄水場)について	9	第1章	3	(2)			質問	各設備撤去後の清掃に伴う排水は、当該施設の放流先に流してもよいでしょうか。もしくは外部搬出による産廃処理として費用計上が必要でしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。	
46	清掃頻度について	9	第1章	3	(3)	表1-5	3	質問	業務開始当初は企業団殿にて清掃周期を設定するとなっておりますが、事業者提案がなければ企業団殿で周期を設定し続けるとの理解でよろしいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。	
47	維持管理対象施設について(急速混和池)	9	第1章	3	(3)	表1-5		質問	表1-5の維持管理業務の対象施設(土木構造物)に「棄源水渠」の記載がありますが「急速混和池」の記載はありません。「急速混和池」を含めた本表に記載のない対象施設は事業者の点検及び修繕業務の対象外との理解で宜しいでしょうか。	別紙2に示す維持管理対象のとおりです。	
48	部分使用について	10	第1章	2	(3)			質問	「新設設備は、施工完了時点から維持管理業務を開始する。」とありますが、運転管理において施工期間中に部分使用をされることを想定しています。その際、機器の電気代については貴団のご負担との理解で宜しいでしょうか。	電気代は企業団が負担します。	
49	部分使用について	10	第1章	2	(3)			質問	施工中確保しなければならない水量を教えてください。また、設備更新後の立ち上げ時(運転確認時)に使用可能な原水および上水の水量と生じた排水の放流先をご指示下さい。	別途公表する要求水準書(案)に示します。	
50	維持管理対象施設について(配管)	10	第1章	3	(3)	イ	表1-5	1	質問	表1-5の備考に「対象設備に付随する配管設備」と記載があります。これらの配管設備の維持管理業務は点検整備指針に則った点検業務までとし、修繕等の対応は事業者の計画外との理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
51	維持管理対象施設について(既設・継続利用設備)	10	第1章	3	(3)	イ	表1-5	2	質問	表1-5の備考に「既設設備、継続利用設備は、企業団の点検整備指針に則った点検業務を行い・・・」と記載があります。既設施設のうち、継続利用施設(更新対象外)、更新対象施設(更新前)のいずれにおいても、事業開始後に、事業者からより効率的な点検について提案があれば協議のうえ、点検業務の内容や頻度について変更は可能でしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
			第1章	3	(3)	イ	表1-5	3			
52	維持管理対象施設について(清掃作業)	10	第1章	3	(3)	イ	表1-5	3	質問	表1-5の備考に「清掃作業」についての記載があります。清掃作業により排泥した汚泥について、事業者の作業範囲は排泥ピットまでの集積までとし、集積した汚泥の排出に伴う排泥弁の操作や汚泥処分などは貴企業団の所掌範囲との理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
53	維持管理業務の開始時期について	10	第1章	3	(3)				質問	「本事業の工事着手(令和10年4月予定)と同時に既設設備(更新対象設備、継続利用設備)及び沈でん池(土木構造物)の維持管理業務を開始する」とありますが、工事着手時期が変更になった場合においても、既設設備及び沈でん池の維持管理業務開始時期は変わらず令和10年4月である、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	維持管理業務の対象について	10	第1章	3	(3)				質問	「1 対象設備に付随する機械設備、電気設備、配管類等も維持管理業務の対象を含む」とありますが、電気設備については同章3-(2) 2「更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル(沈でん池電気室対象端子台から当該機器まで)、電路及び更新機器に付随する操作盤類(事業者が必要と判断するもの)」のみを想定しています。その他既設電気設備や配管類等、対象となる範囲を明確にいただけませんか。	更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル(沈でん池電気室対象端子台から当該機器まで)、電路及び更新機器に付随する操作盤類(事業者が必要と判断するもの)のみを想定しています。その他既設電気設備や配管類等、対象となる範囲については、別途公表する要求水準書(案)や閲覧資料等でご判断ください。
55	既設設備の点検業務に関する変更提案について	10	第1章	3	(3)				質問	「2 既設設備、継続利用設備は、企業団の点検整備指針に則った点検業務を行い、…」とありますが、既設設備の点検頻度や内容について事業期間中に業務の効率化やライフサイクルコスト削減の提案を行うことは可能でしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
56	清掃時期の変更提案について	10	第1章	3	(3)				質問	「3 業務開始当初は企業団が清掃時期を指定するが、より効率的な清掃頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。」とありますが、入札時の技術提案書での提案ではなく事業開始後に随時提案が可能という理解でよろしいでしょうか。その場合、変更により実現したコスト削減分はプロフィットシェアの対象となるという認識でよろしいでしょうか。	前段のご質問についてはご理解のとおりです。後段のご質問については別途公表する入札公告資料等で示します。
57	維持管理対象施設について(事業全般)	10	第1章	3	(3)	表1-5		1	質問	表1-5の備考に「対象設備に付随する機械設備、電気設備、配管類等も維持管理業務の対象を含む…」と記載があります。具体的な維持管理対象をご教示頂けないでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
58	維持管理対象施設について(電気設備)	10	第1章	3	(3)	表1-5		1	質問	表1-5の備考に「対象設備に付随する電気設備」と記載があります。対象設備に付随しない電源盤、計装盤、監視操作盤類を除く、事業者が更新対象設備に接続するケーブル(沈でん池電気室対象端子台から当該機器まで)、電路及び更新機器に付随する操作盤類までが維持管理業務の対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者提案により設置する新設設備に付随する電気設備も対象となります。
59	維持管理対象施設について(電気設備)	10	第1章	3	(3)	表1-5		1	質問	表1-5の備考に「対象設備に付随する電気設備」と記載があります。上記質問に関連して、電源盤、計装盤、監視操作盤類についても対象とする場合、これらの電気設備の維持管理業務は点検整備指針に則った点検業務までとし、修繕等の対応は事業者の計画外との理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
60	維持管理対象施設について(配管)	10	第1章	3	(3)	表1-5		1	質問	表1-5の備考に「対象設備に付随する配管設備」と記載があります。沈でん池内側の流入・流出管、各沈でん機械に付随する排泥弁エア管、排泥管などが対象とし、池外の流入・流出管、埋設配管、サンプリング配管、躯体配管などは対象外との理解で宜しいでしょうか。(沈でん池内で目視確認可能な範囲との理解で宜しいでしょうか。)	別途公表する要求水準書(案)に示します。
61	計画外修繕について	10	第1章	3	(3)	表1-5			質問	表1-5「維持管理業務の対象施設」に記載のない「計画外修繕」について、想定されているものや現在の状況がありましたらご教示頂けないでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
62	計画修繕業務について	10	第1章	3	(3)	表1-5	質問	表1-5の下の囲い部に「企業団から事業者への業務引継ぎ期間は、本事業の開始から1年間（令和9年4月から令和10年3月）とする。」と記載があります。継続利用施設（更新対象外）、更新対象施設（更新前）のいずれにおいても、業務引継期間を除いた令和10年4月～令和33年3月31日までの間、貴企業団の所掌範囲にて点検周期の設定、計画修繕業務を実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
63	計画修繕業務について	10	第1章	3	(3)	表1-5	質問	表1-5の下の囲い部に「企業団から事業者への業務引継ぎ期間は、本事業の開始から1年間（令和9年4月から令和10年3月）とする。」と記載があります。業務引継期間は貴企業団にて点検周期の設定、点検実施、計画修繕業務を実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
64	維持管理対象施設について（ポンプ・計装関係）	10	第1章	3	(3)	表1-5	質問	表1-5の維持管理業務の設備に「排水ポンプ、サンプリングポンプ、計装機器等の設備」の記載がありません。上記を含めた本表に記載のない設備は事業者の点検及び修繕業務の対象外との理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
65	維持管理対象施設について（排泥弁）	10	第1章	3	(3)	表1-5 及び 別紙4	質問	表1-5に「空気作動式の排泥弁」と記載があります。別紙4既設参考図面のフローシート上では排泥弁の空気源設備の記載があります。空気減設備までが事業者の点検範囲との理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
66	維持管理業務の対象施設について	10	第1章	3	(3)		質問	沈でん池の清掃業務が含まれるが清掃頻度や時期の調整は清掃業者及び対応できるタイミングが限られており事業者側からの指定により設定として頂けますでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
67	維持管理業務の対象施設について	10	第1章	3	(3)		質問	更新対象外の機器も点検業務に含まれていますが、これらは本事業の更新対象でもなく、日常の運転管理にも含まれていないため、点検を行った場合でも一般的な見解や点検結果にとどまることとなりますが、このような対応で差支えないとの認識でよろしいでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
68	維持管理業務の対象施設について	10	第1章	3	(3)		質問	本事業における更新後の機器は日常の運転管理上で発生した予期せぬ不具合や使用要領に準じない使用頻度や方法にて運転をした場合においては計画外の別途精算にて補修になるとの認識で宜しいでしょうか。また環境や状況が更新時から変わった場合（機器への負荷増）における機器不具合・故障時も別途精算にて都度対応という認識で宜しいでしょうか（運転管理が所掌外の為）。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
69	維持管理業務の対象施設について	10	第1章	3	(3)		質問	1に対象設備に付随する機械設備、電気設備、配管類等も維持管理業務の対象に含む、とありますが、明確な責任範囲は今後明記されるとの認識でよろしいでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
70	計画修繕業務 計画外修繕業務 について	10	第1章	3	(3)		質問	既設施設のうち、継続利用施設（新設施設完成まで）、撤去対象施設（撤去されるまで）のいずれにおいても、令和9年4月～令和33年3月までの間、貴企業団の所掌範囲にて計画修繕業務および計画外修繕を実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
71	清掃時期	10	第1章	3	(3)		質問	表1-5 維持管理業務の対象施設 3に業務開始当初は企業団が清掃時期を指定するとありますが、想定される頻度をご教示ください。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
72	維持管理業務の所掌	10	第1章	3	(3)		質問	表1-5の凡例に「事業者が主体」または「企業団側が主体」と各項目におけるメインとなるものを示し、どちらにも全てに係る解釈ができる表現となっていますが、この表の意味するところは業務所掌を示している理解で良いでしょうか。	必要に応じて連携・協力する内容もあることから「主体」との表現を使用していますが、基本的な業務所掌を示すものとご理解ください。	
73	対象設備に付随する設備について	10	第1章	3	(3)		質問	表1-5 1において対象設備に付随する各設備も対象と記載されていますが、認識の齟齬が発生する可能性があると考えています。現在想定している範囲の例などを教えて頂けないでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）に示します。	
74	維持管理期間	10	第1章	3	(3)		質問	「本事業の工着手（令和10年4月予定）と同時に既設設備及び沈でん池の維持管理を開始する」との記載がありますが、工着手が予定より遅い場合（設計期間が予定より長い場合）においても維持管理期間の開始は令和10年4月からという理解でしょうか。それとも、維持管理開始時期も工着手に合わせて後倒しになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、維持管理業務開始時期に変更はありません。	

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問/意見	内容	回答	
75	維持管理期間	10	第1章	3	(3)			「維持管理業務期間の終了時期は、令和33年3月31日までとする。ただし、更新対象設備について新設設備の設置に伴い既設設備の撤去が開始されるまでは、維持管理業務を行う。」との記載がありますが、こちらは既設設備の撤去が令和33年3月31日を超えて実施される場合を指しており、その前に撤去まで完了している場合は令和33年3月31日で維持管理期間が終了するという理解で宜しいでしょうか。 延長される場合、契約上の取り扱い(追加費用や期間変更)はどのようになるのでしょうか。	既設設備は、「更新対象設備」と「継続利用設備」に区分され、左記質問は前者に対する質問と思慮します。そのうえで以下のとおり回答します。 「更新対象設備」は、本事業期間内で更新を行うことから、その更新に伴う設備停止までの期間が維持管理期間となり、更新後は「新設設備」として維持管理業務を実施して頂くものです。維持管理業務期間の終了時期は、令和33年3月31日までを予定しています。	
76	表1-5の本事業の工事着手について	10	第1章	3	(3)			本事業の工事着手と同時に既設設備等の維持管理業務が開始されると記載ありますが、貴企業団の事情により5頁記載のスケジュールに遅延が生じた場合、工事着手時期が後ろ倒しになれば既設設備の維持管理業務もその影響を受けるという理解で宜しいでしょうか。	本事業の契約時期が変更となる場合は改めて公表します。	
77	表1-5の本事業の工事着手について	10	第1章	3	(3)			5頁に記載されている本事業のスケジュールを確認しますと事業期間、設計・施工期間及び維持管理期間の開始予定月は明記されていますが、工事着手については明記されていません。10頁で令和10年4月予定と記載されている「工事着手」とは具体的に何を指すのかを明確にしてくださいでしょうか。	事業者が工事実施のため、現場での作業を開始することを示します。	
78	表1-5 維持管理業務の対象施設(綾瀬浄水場)について	10	第1章	3	(3)			各設備撤去後の土木構造物の年次点検で補修が発生する場合は、別途発注もしくは設計変更になるのでしょうか。また、補修に伴う工期延長の考え方について教えていただけますでしょうか。	企業団と協議のうえ、決定します。	
79	設計期間について	10	第1章	3	(3)			本事業の工事着手(令和10年4月予定)と同時に・・・維持管理業務を開始するとありますが、本事業の設計期間として、令和9年4月～令和10年3月の1年間を想定されているということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
80	維持管理業務の対象施設	10	第1章	3	(3)			「業務開始当初は企業団が清掃時期を指定するが、より効率的な清掃頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。」とありますが、この場合は、契約金額の変更を伴いますでしょうか。逆に、原水水质が変動した場合は、清掃頻度が増えるということも予想されますが、この場合は増額変更と考えてよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。	
81	技術提案に関する評価の着眼点について	12	第1章	4	(2)	ウ		着眼点②「企業団の行う運転管理(水運用等)や浄水場内の作業」、同「企業団が行う運転管理業務等」について、具体的な項目をご教示下さい。または、貴企業団の運転管理マニュアルがあればご開示頂きたいです。	別途公表する入札公告資料等で示します。 ただし、運転管理に関するマニュアルについてはセキュリティの関係もあるため開示は予定していません。	
82	技術提案に関する評価の着眼点について	12	第1章	4	(2)	ウ		着眼点「緊急体制の確保や対応力」について、ここでいう緊急体制とは施工時における緊急体制でしょうか。または、維持管理(点検、清掃、修繕)時における緊急体制でしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。	
83	表1-6 事業者の募集及び選定スケジュールについて	13	第1章	5	(1)			第2回資料閲覧(実施)とありますが、(実施)とは何を意味するのでしょうか。	(実施)は誤記のため、修正します。 第2回資料閲覧(実施) 第2回資料閲覧	
84	事業者の募集及び選定スケジュール	13	第1章	5	(1)			令和8年6月頃に入札公告、入札説明書等の公表が予定されていますが、本発注図書の中には基本協定書(案)も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
85	事業者の募集及び選定スケジュール	13	第1章	5	(1)			令和8年6月頃に入札公告、入札説明書等の公表が予定されていますが、その際の予定価格は建設及び維持管理別れて公表されるとの認識でよろしいでしょうか(別契約の為)。	別途公表する入札公告資料等で示します。	
86	資料閲覧	14	第1章	5	(2)	ア	(*)	c	「紙資料は、閲覧場所のみ閲覧可能」との記載がありますが、閲覧資料一覧で示されている電子データ以外に、紙媒体での閲覧資料が別途存在するのでしょうか。もし該当する資料がある場合は、資料名についてご教示願います。	第1回資料閲覧では電子データのみが提供資料となり、追加の紙資料がある場合は、別途公表します。
87	応募者の構成等について	16	第2章	1	(1)	カ			「基本協定締結後において、選定されなかった入札参加者の構成企業が、選定された入札参加者の構成企業となることはできないものとする。」と記載があります。選定されなかった入札参加者は選定された入札者の協力企業になることは可能との理解で宜しいでしょうか。	選定されなかった入札参加者の構成企業しか実施できない業務が存在するなど、やむを得ない事情がある場合のみ、企業団と協議したうえで、協力企業となることを可能とします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問/意見	内容	回答
88	JV結成の要件について	17	第2章	1	(2)			建設JV及び維持管理JVについて、図内ではいずれも「単体企業の場合はJV不要」と記載されていますが、同章「3各業務における参加資格要件」より、建設JVについては「工事を実施する企業が単体企業の場合は結成不要、維持管理JVについては応募者が複数企業の場合は維持管理業務を実施する企業が単体企業であるか否かに関わらず結成が必要」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 維持管理JVの構成企業として、建設JV代表企業の参画を求めているため、JVの結成が必要となります。 ただし、維持管理業務を実施する企業が建設JVの代表企業の場合は結成不要です。
89	事業スキーム(参考例)について	17	第2章	1	(2)			応募者が複数の企業で構成されたSPC(特別目的会社)1社で協力企業として設計・建設JV、維持管理JVを配置するという事業スキームは認められないでしょうか。認められる場合は『入札参加者の備えるべき参加資格要件』を合わせてご教示願います。	本事業においてSPCの設立は認めておりません。
90	JVの結成について	19	第2章	3	(1)	ア		「基本契約の締結後に JVを結成すること・・・」と記載があります。 入札参加資格確認申請時の時点ではJVの結成に関する資料の提出は求められないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	参加資格要件について	19	第2章	2	(1)			「本事業に係る業務内容において、令和7・8年度競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」)に登録されていること」とありますが、維持管理業務を実施する企業に求められる有資格者名簿の要件は「3-(3)ウ」に記載の通り、有資格者名簿(一般委託)の「汚水処理施設等の保守管理の委託」のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ		・・・沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があることとありますが、「設置工事」とは新設工事という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ		・・・沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があることとありますが、「沈でん池設備」の全ての設備が含まれる必要はなく、沈でん池設備の一部の設備(例えば、汚泥掻き機のみ)の更新工事(設置工事含む)で構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業範囲であるフロキュレーターまたは、汚泥掻き機の実績は求めます。
94	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ		・・・浄水能力10万m ³ /日以上沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があることとありますが、浄水能力10万m ³ /日以上浄水場における沈でん池設備の工事であれば、部分的な系列の工事で良い(部分での10万m ³ /日以上ではない)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	代表企業(単体企業)の施工実績について	20	第2章	3	(1)	キ		・・・沈でん池設備の更新工事(設置工事含む)の実績があることとありますが、「沈でん池設備」には、フラッシュミキサー(混池設備)、フロキュレータ(フロック形成池設備)は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	フロキュレーターの更新工事(設置工事含む)の実績は認めます。
96	監理技術者	20	第2章	3	(1)	ク		配置する監理技術者について、工場製作期間と施工期間で別の技術者を配置することは可能であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	監理技術者	20	第2章	3	(1)	ク		製作期間中は現場作業がないため、監理技術者を専任扱いとしていただけないでしょうか。	専任は必須ではありません。
98	監理技術者	20	第2章	3	(1)	ク		製作期間、施工期間が長期であるため、同じ技術者を配置し続けることが難しいと考えます。 それぞれの期間において、監理技術者を変更することは可能でしょうか。	製作期間と現場施工期間で別の監理技術者を配置することは可能です。ただし、各期間における監理技術者の変更は、それぞれの期間が長期におよぶため、やむを得ない事情がある場合に限り、事前に発注者に説明し理解を得たうえで、認めます。
99	電気及び土木に関わる工場の技術者について	20	第2章	3	(1)	ク		電気及び土木工事に關する作業に關しての技術者の条件について記載がありません。 本事業内において機械工事に關する電気や土木工事を事業者の提案に基づき実施する場合、これらの工事期間中に電気や土木に關する監理技術者等の有資格者の技術者の配置や専任は必要でしょうか。 (例えば電気や土木工事に關して協力企業への発注金額が2,500万以上(税込み)となっても、別途、事業者から電気や土木工事に關する有資格者の技術者の配置や専任は必要でしょうか。)	建設業法(最新の改正内容)に準じた技術者の配置や専任を必要とします。
100	監理技術者について	20	第2章	3	(1)	ク		機械器具設置工事を担当する企業の監理技術者は、工場製作期間と現場工事期間で、現場の常駐が必要でしょうか。	現場の常駐は必要ありません。
101	監理技術者について	20	第2章	3	(1)	ク		監理技術者を工場製作期間と現場工事期間に分けて、別々の技術者を配置することは可能でしょうか。	可能です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問/意見	内容	回答
102	監理技術者について	20	第2章	3	(1)	ク	質問	監理技術者について、設計・建設の事業期間が約8年と長く、同じ者を配置し続けることが困難となります。機械の工程において製作期間、施工期間それぞれで、監理技術者を複数回変更することは可能でしょうか。	製作期間と現場施工期間で別の監理技術者を配置することは可能です。ただし、各期間における監理技術者の変更は、それぞれの期間が長期におよぶため、やむを得ない事情がある場合に限り、事前に発注者に説明し理解を得たうえで、認めます。
103	監理技術者について	20	第2章	3	(1)	ク	質問	維持管理業務について維持管理期間中の配置技術者について監理技術者などの有資格者でなくとも良いとの理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
104	監理技術者について	20	第2章	3	(1)	ク	質問	維持管理期間中の技術者については専任で配置をする必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
105	監理技術者について	20	第2章	3	(1)	ク	質問	維持管理業務について技術者の現場の常駐は不要との理解で宜しいでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
106	維持管理業務を実施する企業の要件について	21	第2章	3	(3)	イ	質問	資本関係を有するグループ企業での参加を検討する場合において、維持管理を代表企業の100%子会社が担当するケースでは、建設を担う代表企業が構成に含まれていなくても、技術力・対応力に問題ないと考えております。このような事業スキームについても、認めていただけるとの認識で宜しいでしょうか(unnecessary構成にすることで事業費圧迫となる為)。	施工企業・製造企業が維持管理業務を担当する企業と一体となって責任ある業務を進めてもらうため、維持管理JVの構成企業として、建設JV代表企業の参画を求めています。そのため、JVの結成が必要となります
107	有資格者名簿(一般委託)について	21	第2章	3	(3)	ウ	質問	「汚水処理施設等の保守管理の委託」について細目に関する記載がありません。登録している細目の内容は問わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	維持管理業務を実施する企業の要件について	21	第2章	3	(3)	エ	質問	実績の証明としては契約書の写しとの考えで宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
109	維持管理業務を実施する企業の要件	21	第2章	3	(3)	エ	質問	維持管理企業の実績として修繕および保守点検の実績が求められていますが、修繕と保守点検については、それぞれ別案件での実績でも認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、保守点検については、沈でん池機器の保守点検とします。
110	維持管理業務の実績について(公告日)	21	第2章	3	(3)	エ	質問	「公告の日前10年以内に・・・」との記載があります。公告の日前10年以内に契約していれば、公告の日時点で業務が完了している必要はなく、実績として考えて宜しいでしょうか。例えば公告の日前の10年以内に期間が維持管理期間が15年の維持管理業務を契約し、公告の日時点で契約後6年が経過している業務は今回の条件での元請実績として考えて宜しいでしょうか。	業務が完了していることの実績を求めます。ただし、業務が継続中の案件については、1年以上実際の維持管理業務に従事していることを実績として認めます。
111	維持管理業務の実績について(JVやSPC)	21	第2章	3	(3)	エ	質問	維持管理業務の元請実績について、JVやSPCでの構成員として参加した場合の実績に関する記載がありません。沈でん設備の更新、維持管理業務(修繕及び保守)を含む浄水場のPF1事業などで、SPCの構成企業であれば元請実績として考えて宜しいでしょうか。例えば自社が構成員として参加しているSPC(沈でん設備の更新、維持管理業務(修繕及び保守)を含む浄水場のPF1事業を目的に設立)と維持管理会社が維持管理業務を締結し、実作業は維持管理会社から個別に沈でん設備の維持管理業務(修繕及び保守)を自社が契約して実施している場合、自社がSPCの構成員であれば維持管理業務の元請実績として考えて宜しいでしょうか。	構成企業として実施したことを明確に証明する資料(SPCにおける業務分担表など)があれば、実績として問題ありません。
112	維持管理業務の実績について(出資比率)	21	第2章	3	(3)	エ	質問	維持管理業務の元請実績について、JVやSPCでの構成員として参加した場合の出資比率の記載がありません。元請実績について出資比率については問わないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	維持管理業務の実績について(工業用水道施設)	21	第2章	3	(3)	エ	質問	「上水道施設における沈でん池設備の・・・」との記載があります。工業用水道施設における沈でん池設備についても実績として含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	維持管理業務の実績について(修繕)	21	第2章	3	(3)	エ	質問	「維持管理業務の修繕及び保守点検・・・」と記載があります。修繕及び保守点検について、同一の維持管理業務中の業務でなく、複数の業務実績の組み合わせでも良いとの理解で宜しいでしょうか。例えば下記のような実績に組み合わせは可能でしょうか。 A浄水場(保守点検業務)+B浄水場(修繕業務) A浄水場(保守点検委託)+A浄水場(修繕工事) など	ご理解のとおりです。ただし、保守点検については、沈でん池機器の保守点検とします。No.109の回答と同様に実施方針(案)を修正します。
115	維持管理業務の実績について(修繕)	21	第2章	3	(3)	エ	質問	「維持管理業務の修繕及び保守点検・・・」と記載があります。この修繕に関する実績について、沈でん池施設であれば業務委託でも修繕工事でも修繕の実績として考えて宜しいでしょうか。	契約形態に関わらず、沈でん池機器の修繕の実績が必要となります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
116	維持管理業務の実績について(沈でん池施設)	21	第2章	3	(3)	工			「沈でん池設備の維持管理業務・・・」と記載があります。 この「沈でん池施設」とは具体的に沈でん池に関わる、フラッシュミキサ、フロキュレータ、掻き寄せ機、傾斜板、排泥弁類、制水扉などの機器に関わる保守点検・修繕が対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、保守点検については、沈でん池機器の保守点検としその内容に実施方針(案)を修正します。
117	維持管理業務の実績について(沈でん池施設)	21	第2章	3	(3)	工			「沈でん池設備の維持管理業務・・・」と記載があります。 沈でん池設備であれば実績の規模(請負金額の大小)は問われないとの理解で良いでしょうか。 例えば沈でん池内の排泥弁の修繕や、フロキュレータの修繕などでも請負契約を交わしていれば金額に関係なく実績として考えてよいとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	維持管理業務における配置技術者	21	第2章	3	(3)				機器修繕を含めた維持管理業務にあたっては、監理技術者等の建設業における配置技術者は不要という考えでよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
119	参加資格要件について	21	第2章	3	(2)	イ			「ただし、工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は、上記の資格及び実績は問わない。」とのことですが、工事を実施する企業が設計を行う場合は、工事を実施する企業が配置する管理技術者は技術士でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	参加資格要件について	21	第2章	3	(3)	工			上水道施設における沈でん池設備の維持管理業務(修繕及び保守点検)の実績について、受注金額の規模や件数に関する条件は無いと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	総合評価審査委員会	23	第3章	1					総合評価審査委員会の委員はご公表されますでしょうか。	公表は予定していません。
122	技術提案書等のうち価格以外の評価	23	第3章	1					「総合評価審査委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、この基準に基づいて、入札参加者が提出した技術提案書等のうち価格以外の評価を行う」の記載について、この価格以外の評価には、建設費や維持管理費等の価格に関する情報は影響しないという理解でよろしいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
123	落札者の決定・公表	23	第3章	3					「評価値の最も高い入札参加者を落札候補者とし、その価格が調査基準価格を下回らなかった場合は落札者とする」という記載について、調査基準価格を下回らなければそのまま落札者となり、下回った場合は第9章1(2)に記載のとおり低入札価格調査を実施する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	適切かつ確実な事業の実施に関する事項について	25	第5章	1					1. 「基本的な考え方」に関してになります。 貴企業団の帰責事由や要望事項による実施設計等における提案内容の変更につきましては、建設費及び維持管理費について見直し頂けると理解して宜しいでしょうか。	当企業団に帰責事由がある場合は、協議により決定します。
125	適切かつ確実な事業の実施に関する事項について	25	第5章	1					1. 「基本的な考え方」に関して「事業者が負うことができないと認められるリスクについては、貴企業団がそのすべて又は一部を負う」と記載があります。 公共工事標準請負契約第30条の「不可抗力による損害発生」について、「1/100の受注者負担」を求めないとの考えとの理解で宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
126	リスク分担について	25	第5章	3	別紙5	N01~83	1		備考に「リスク分担しない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する」と記載があります。 本別紙の分担以外に今後より詳細な分担内容を記したものが要求水準書(案)などで公表されるのでしょうか。	「リスク分担しない事象」について、より詳細な分担内容を示す予定はありません。
127	リスク分担について	25	第5章	3	別紙5	N03 4	3		物価変動 No.34 の備考に「一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者が負担とし・・・」と記載があります。 記載の「一定の割合」とはどのような内容をご想定されているか具体的に教示ください。	別途公表する入札公告資料等で示します。
128	リスク分担について	25	第5章	3	別紙5	N043	5		不可抗力 No.43 「本事業に係る戦争、暴動、天災(風水害、地震、噴火等)、パンデミック他、通常の見え可能な範囲外のもの・・・」と記載があります。 昨今の報道にある国内外の地政学的なリスクによる半導体などの重要資材の供給の不安定化による影響は記載の付加効力に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力に該当するかどうかは協議のうえ決定いたしません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
			第5章		別紙5	N043	5			
129	リスク分担について	25	第5章	3	別紙5	N043	5	質問	不可抗力 No.43 の備考に「企業団のリスク負担を基本とするが、被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部を事業者に負わせるもの・・・」と記載があります。記載の「被害を最小限にとどめる経済的動機」どのような内容をご想定されているか具体的に教示ください。	災害等の不可抗力によって、施工中の設備、搬入済みの資材、現場に設置した建設機械等に対して損害が生じた場合、生じた損害や増加費用の一部を事業者が負担するものとする事で、不可抗力の発生前、あるいは発生後に損害を最小限にとどめようとする経済的動機を事業者に与えることができること等を想定しています。
130	事業の実施状況のモニタリング	25	第5章	4				質問	企業団は、事業者が作成するモニタリング実施計画に基づきモニタリングを行うと記載されていますが、別途公表される要求水準書及びモニタリング基本計画（案）を参考に、モニタリング実施計画を提案・作成すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	プロフィットシェア	28	第8章	3				質問	プロフィットシェアの算定根拠としては、事業者側が取得する見積もりや精算結果、契約時の単価（物価変動時は除く）等をベースに算出という理解で宜しいでしょうか。言い換えると、企業団様が事業者側に開示できない単価・見積もり等を使用することはないという理解で宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
132	プロフィットシェアの分配比率について	28	第8章	3				質問	プロフィットシェアにおける分配比率については明示されておませんが、事業開始後に都度協議されるものと想定しております。その理解で宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
133	プロフィットシェアの分配比率について	28	第8章	3				質問	プロフィットシェアの額及び手法は双方の合意により確定となっておりますが、合意形成がなされない場合はプロフィットシェアの対象から除外されるのでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
134	プロフィットシェアについて	28	第8章	3				質問	プロフィットシェアの提案に関しては、受注前の提案を想定しておられますでしょうか。もしくは、受注後の提案を想定しておられますでしょうか。	受注後の提案を対象とします。
135	提案上限価格の公表	29	第9章	1	(1)			質問	「本事業の提案上限価格については、入札公告時に提示する・・・」について、本事業における「提案上限価格」とは、入札時の「予定価格」との理解で宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
136	低入札価格調査等について	29	第9章	1	(2)			質問	"低入札価格調査等"に関する記載があります。記載の取扱要領などには応募者の低入札時の入札辞退に関して、具体的なペナルティの記載がありません。本事業において低入札調査時に応募者から辞退届を提出した場合、指名停止等の処分はないとの理解で宜しいでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。
137	別紙5リスク分担表 想定外業務について	NO.24	2					質問	第三者の加害行為により事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合、事業者負担の基準となる善管注意義務や業務不履行についての詳細は、今後公表される公告資料等で明示されると理解して宜しいでしょうか。	個別の事象について、詳細を公表する予定はありません。
138	別紙5リスク分担表 不可抗力について	NO.43	5					質問	生じた損害の一部を事業者に負わせるものと記載がありますが、今後公表される公告資料等でその具体例や基準が明示されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	リスク分担表 (不可抗力)	NO.43	5					質問	5の注意書きに、「生じた損害の一部を事業者に負わせるもの」と記載されていますが、当該内容の詳細については、事業契約書にて定められるとの理解でよろしいでしょうか。また、国土交通省が公表するガイドライン等においては、不可抗力時における1%条項などの制約が明記されておりますので、事業者に過度なリスクが及ばないよう、十分に配慮いただきますようお願いいたします。	別途公表する入札公告資料等で示します。
140	別紙5リスク分担表 調査について	NO.45 -46	7					質問	調査結果として、要求水準書や閲覧資料等で明示した部分であっても、当該書類の正確性に疑義が生じた場合は、事業者はそのリスクを負担しないと理解して宜しいでしょうか。	別紙や閲覧資料は参考資料として提示するものであり、正確性を保証するものではありません。本業務に必要な調査は事業者によって実施し、情報等の確認を行って頂くことを想定しています。
141	別紙5リスク分担表 用地について	NO.53						質問	予見可能の判断について、既存資料の正確性に疑義が生じた場合は、事業者として予見可能とすることは難しいため、予見不可能という理解で宜しいでしょうか。	別紙や閲覧資料は参考資料として提示するものであり、正確性を保証するものではありません。本業務に必要な調査は事業者によって実施し、情報等の確認を行って頂くことを想定しています。
142	別紙5リスク分担表 施設の損傷について	NO.74	14					質問	第三者に起因する施設の損傷に関するものについて、事業者負担の基準となる善管注意義務や業務不履行についての詳細は、今後公表される公告資料等で明示されると理解して宜しいでしょうか。	個別の事象について、詳細を公表する予定はありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
143	リスク分担表 (維持管理費の増加)	NO.79							質問	維持管理費の増加について、保守点検や修繕に伴う人件費や部材費などの上昇に関する費用精算は、リスク分担の規定に含まれないのでしょうか。また、物価上昇に伴う費用精算の方法については、入札説明書等にて定められるとの理解でよろしいでしょうか(別途協議等ではなく明確な費用算出方法や精算時期等)。	物価変動については、リスク分担表「共通No.34」を参照ください。 物価上昇に伴う費用精算の方法については、別途公表する公告資料等で示します。
144	別紙5リスク分担表 事業終了時の施設の状況について	NO.83							質問	事業終了時の要求水準の未達成について、貴企業団の指示に基づいた結果による未達成等、事業者に帰責事由がない場合は、事業者負担の対象外として理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	点検記録の管理について								質問	開示頂いた年次点検表などは、帳票より出力された資料と想定されますが、今回の事業においては企業団様が保有するシステムや点検表などを用いて点検を実施し、企業団様システムへ入力する必要があるのかご教授願います。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
146	点検記録の管理・共有 方法について								質問	事業者側で沈殿設備などの点検記録を独自のデータサーバーなどに構築した場合、企業団様が保有するシステムなどとの点検データの受け渡し・共有などはどの様にお考えでしょうか。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
147	消耗品・廃油の扱いについて								質問	開示いただきました委託業務の特記仕様書において、減速機などの油は企業団様が支給・廃油処理も企業団様で実施すると記載がございます。今回の事業において、既設機器・更新後機器に対する消耗品・廃油の扱いなどについてご教授下さい。	別途公表する要求水準書(案)に示します。
148	別紙5 不可抗力の リスク分担								質問	5に、・・・生じた損害の一部を事業者に負わせるものとありますが、「一部」がどの程度の負担なのかは公告時に提示されるとの理解で宜しいでしょうか。 また、事業者負担について、定量的に(負担額の上限や負担割合等)提示願えないでしょうか。	別途公表する入札公告資料等で示します。